

倫理委員会議事次第

(第 65 回 2021 年 3 月 12 日 (金) 13:00~15:00)

I 開会

II 議題

審議事項

1. 守秘義務に関する倫理規則等の改正（公開草案）について

【資料No.1-1～No.1-4】

2. 倫理委員会の議事概要公表について

【資料No.2-1～No.2-3】

協議事項

1. IESBA 公開草案（PIE の定義）に対するコメントについて

【資料No.3-1～No.3-4】

報告事項

1. 最近の会員からの職業倫理相談状況

【資料No. 4】

III 閉会

以 上

配 付 資 料

資 料	資料No.
職業倫理に関する解釈指針改正案（新旧対照表）	1-1
守秘義務に関する倫理規則等の改正に当たっての考え方	1-2
倫理規則改正案（新旧対照表）	1-3
利益相反に関する指針改正案（新旧対照表）	1-4
議事概要の公表	2-1
第 64 回（2/3）倫理委員会議事概要	2-2
参考資料：会則・細則の変更要綱案	2-3
IESBA 公開草案 原文 「Proposed Revisions to the Definitions of Listed Entity PIE」	3-1(※)
IESBA 公開草案 仮訳 「Proposed Revisions to the Definitions of Listed Entity PIE」	3-2
IESBA 公開草案に対するコメント案	3-3
IESBA 公開草案の概要	3-4
会員からの職業倫理相談状況	4

(※) 資料No.3-1 については、以下の IESBA 公式ウェブサイトからダウンロードが可能
<https://www.ethicsboard.org/publications/proposed-revisions-definitions-listed-entity-and-public-interest-entity-code>

倫理委員会の議事概要の公表 ～基準設定プロセスの透明性の確保～

本日も審議いただきたいこと

- 前回の倫理委員会において、議事概要を公表することについてご同意いただいた。
- 前回の倫理委員会の議事概要をサンプルとして作成し、皆様からのご意見を反映したものを【資料No.2-2】として配付している。
- 【資料No.2-2】のレベル感の議事概要の公表を、今回（3月12日）の倫理委員会から実施することについてご審議いただきたい。

参考

審議プロセスの透明性を向上させるため、以下の対応を行うべく、必要な規則上の手当てを行うことを予定している（3月役員会に上程予定）。

1. 有識者懇談会の設置及び議事概要の公表
（会則変更後、2021年8月頃から運用予定）
2. 倫理委員会の議事概要の公表
（現行規則でも公表は可能であるが規則上も明確にする）

2021年3月12日
第65回 倫理委員会

配付資料No **3-4**

IESBA公開草案について ～Listed Entity及びPIEの定義～

IESBAから公表された公開草案

I Listed Entity及びPIEの定義

2021年1月29日公表（コメント期限：5月3日）

原文は、以下のIESBA公式ウェブサイトを参照

<https://www.ethicsboard.org/publications/proposed-revisions-definitions-listed-entity-and-public-interest-entity-code>

1. 公開草案の背景

- 保険監督者国際機構（IAIS）やバーゼル銀行監督委員会等の規制当局が、銀行を含む金融機関の観点からPIEの定義を再検討すべきであると提案。また、証券監督者国際機構（IOSCO）も、多くの法域の規制当局は定義を設定する権限を持たないとコメント。
- また、IESBAは、様々な法域（EU、オーストラリア、南アフリカを含む）が、PIEのコンセプトを定義したり範囲を決定する際に、異なった又はより具体的なアプローチを採用していることを認識。それらのアプローチとIESBA倫理規程のアプローチとの間の共通点及び相違点を理解し、世界レベルで収斂させるための道筋を模索するメリットがあるかどうかを理解する必要性を認識。
- さらに、Listed Entityの定義についても、資本市場の発展やクラウドファンディング等の新しい資金調達手段なども踏まえ、再検討する必要性を認識。
- このような背景の中で、IESBAは、戦略及び作業計画（2019-2023）において、独立性への影響も考慮し、またIAASBとも協調し、「Listed Entity」及び「PIE」の定義を見直すことにした。
- これを受けて、IESBAは2021年1月に本公開草案を公表。

2. PIEの定義

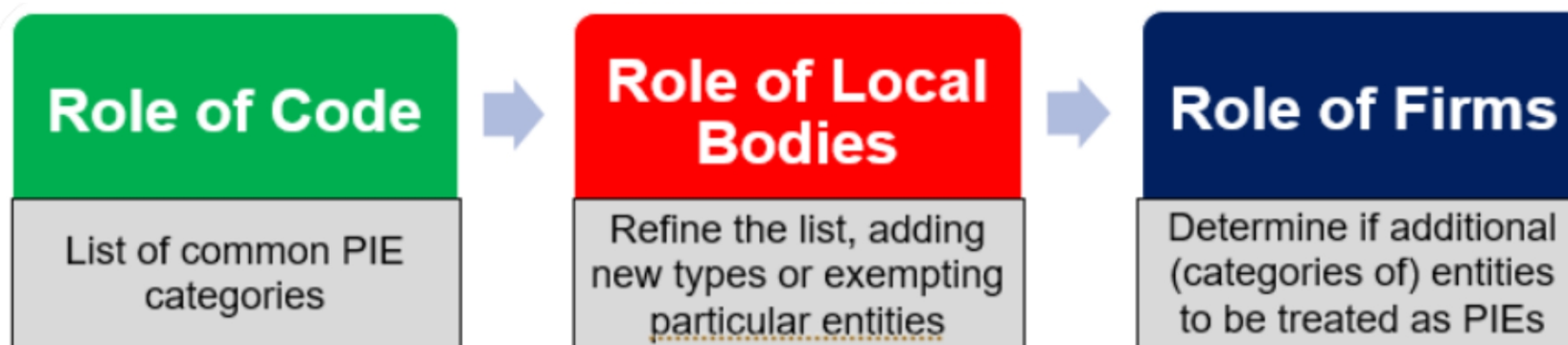
① IESBAにおける現行の定義

- 上場会社
- 法令等によってPIEと定義されている事業体
- 法令等によって上場会社の監査と同じ独立性が求められる事業体
- 各事務所が追加的にPIEと扱うとした事業体（強制ではなく推奨）

2. PIEの定義

② アプローチの変更

- ✓ IESBAはPIEの定義をより広範に設定し、管轄区域の規制当局等は、それを狭くしたり、サイズの基準を設定したり、特定の種類の事業体を追加／削除することによって修正を加えるアプローチに変更する。
- ✓ 会計事務所等は、この定義以外の事業体を追加的にPIEとして扱うかどうかを判断することが求められる。
- ✓ PIEとして扱った場合には、公に開示することが求められる。



2. PIEの定義

③ IESBAで提案されている包括的な目的

- ✓ 公共の利益の程度を決定する要素は次のとおり。
 - 事業体の本来業務の一環として国民に対する財政的義務を負うこと等、事業又は活動の性質
 - 事業体が財務上の義務を履行するという信頼を与えるために設計された規制監督の対象となっているかどうか
 - 事業体の規模
 - 財政破綻時に容易に代替可能かを含む、事業体が事業を行っているセクターにおける重要性
 - 投資家、顧客、債権者及び従業員を含む利害関係者の数及び性質
 - 事業体の金融破綻時に、他のセクター及び経済全体に及ぼす潜在的影響

- ✓ PIEのための要求事項及び適用指針は、財務諸表監査に対する信頼性を高めることを通じて、財務諸表に対する信頼性を高めることを目的とする。

2. PIEの定義

④ IESBAで提案されている新たな定義

- (a) 譲渡可能で公に取引される金融商品を発行している事業体
(従来の“listed entity”に代わり、新しい用語“publicly traded entity”が提案されている)
- (b) 主要な機能の一つが公から預金を受け入れる事業体
- (c) 主要な機能の一つが公に保険を提供する事業体
- (d) 退職後従業員給付を提供することを機能としている事業体
- (e) 集団投資ビークルとしての機能を果たすとともに償還可能な金融商品を公に発行している事業体
- (f) 400.9項に定められた目的（財務諸表に対する信頼性を高める）を達成するために法令等によってPIEと認定されている事業体

上記以外で、各事務所が追加的にPIEと扱うこととした事業体（強制）

（ R400.14 、 R400.16 ）

2. PIEの定義

⑤ 透明性要件

- ✓ 監査業務の依頼人をPIEとして扱った場合には会計事務所等が開示しなければならないとする要求事項の新設を提案
- ✓ 具体的な開示方法については、公開草案に対するコメントも参考に、今後検討される予定

(R400.17)

2. PIEの定義（参考）

日本の現行倫理規則における定義（IESBAと同じ）

大会社等

(1) 全ての上場会社等

(2) 法令により、監査を実施するに当たり、上場会社等と同じ独立性の要件が求められる事業体

(3) 第1部第26項により追加的に大会社等と同様に扱うこととした事業体

上記(1)及び(2)について、我が国においては、公認会計士法上の大会社等がこれらの要件を満たしている。

上記を具体的に整理すると以下のとおり。

① 公認会計士法上の大会社

- 会計監査人設置会社（資本金100億円未満かつ負債1,000億円未満の会社を除く。）
- 上場会社等（金融商品取引法第193条の2第1項又は第2項の規定により監査証明を受けなければならぬ者（政令で定める者を除く。））
- 銀行
- 長期信用銀行
- 保険会社
- 全国信用金庫連合会
- 全国労働金庫連合会
- 全国信用協同組合連合会
- 農林中央金庫
- 独立行政法人
- 国立大学法人
- 大学共同利用機関法人
- 地方独立行政法人

② 各会計事務所が自主的に大会社等と同様に扱うこととした事業体（独立性に関する指針第1部第26項）

3. PIEに該当した場合に適用される追加の独立性規定

- ① 監査業務の依頼人への就職
- ② 監査業務の主要な担当社員等の長期的関与とローテーション
- ③ 非保証業務の提供
- ④ 報酬依存度

3. 公開草案に対する質問項目（1 / 4）

I. 特定の事項に関するコメントの要請

和訳

1. パラグラフ400.8及び400.9では、本倫理規程に定める追加の要求事項に従って監査を行う必要がある事業体をPIEとして定義する目的として、包括的な目的を規定していますが、この包括的な目的を支持しますか。
2. 事業体における公共の利益の水準を決定するためのパラグラフ400.8に定める要素のリストに同意しますか。これが網羅的ではないリストであることを認めた上で、追加する必要があると考える重要な要素が他にもありますか。
3. あなたは、次の事項を含め、PIEの定義に関する提案を作成するに当たりIESBAが採用した広範なアプローチを支持しますか。
 - ・ 既存のPIEの定義を、PIEのハイレベルのカテゴリのリストに置き換えること。
 - ・ 採用及び実施のプロセスの一環として、関連する各国の団体がIESBAの定義を明確化（Refinement）すること。
4. 「listed entity」という用語を置き換える、サブパラグラフR400.14（a）及び用語集に記載されている「publicly trade entity」という新しい用語の提案を支持しますか。本公開草案における定義及びその説明について、見解を提供してください。
5. サブパラグラフR400.14（b）から（f）までに記載されている残りのPIEのカテゴリに関する提案に同意しますか。
6. 包括的な目的を踏まえ、イニシャル・コイン・オファリング（ICO）のような、より伝統的ではない資金調達形態で資金調達を行う事業体が、IESBA倫理規程において更なるPIEのカテゴリとして捉えられるべきかについて、見解を示してください。各国の団体において、適宜、更なる定義の明確化（refine）が期待されることを踏まえ、本倫理規程の目的に照らし、これらの事業体をどのように定義するかについて、見解を示してください。

3. 公開草案に対する質問項目（2 / 4）

I. 特定の事項に関するコメントの要請（続き）

和訳

7. PIEカテゴリーのリストのハイレベルな性質及び関連する各国の団体の役割を説明するパラグラフ400.15 A1の提案を支持しますか。
8. IESBAが提案する、関係する各国の団体へのアウトリーチ及び教育支援について、フィードバックを提供してください。特に、アウトリーチ及び教育の観点から、どのような内容と視点が役立つと考えますか。
9. 追加的な事業体をPIEとして扱う必要があるかどうかを会計事務所等が判断するという要求事項を導入する提案を支持しますか。
10. パラグラフ400.16 A1の会計事務所等による検討のために提案されている要素のリストについて、コメントを提供してください。
11. 監査業務の依頼人をPIEとして扱った場合に会計事務所等が開示するという提案を支持しますか。
12. そのような開示を達成するために考えられる仕組み（監査報告書が適切な仕組みであるかどうかを含む。）について、それぞれのメリットとデメリットを含め、見解を共有してください。また、以下の質問15（c）も参照してください。
13. このプロジェクトの目的に照らし、以下の事項についてのIESBAの結論を支持しますか。
 - (a) 「監査業務の依頼人」の定義を上場会社等から全てのPIEに拡大することに関して、現行のパラグラフR400.20のレビューを行わず、別の将来のワークストリームを通して問題をレビューすること。
 - (b) 倫理規程のパート4Bに対する修正を提案しないこと。
14. 適用開始日を2024年12月15日とすることを支持しますか。

3. 公開草案に対する質問項目（3 / 4）

I. 特定の事項に関するコメントの要請（続き）

和訳

15. IAASBの審議の一助となるよう、以下の点について見解を提供してください。

- (a) パラグラフ400.8及び400.9に規定されている包括的な目的が、IESBA及びIAASBの両方が特定の事業体に異なる要求事項を設定するために（すなわち、これらの事業体の財務諸表監査にのみ適用される要求事項を導入するために）利用されることを支持しますか。また、ISA及びISQMに関連して、これがどのようにアプローチされる可能性があるかについても見解を提供してください。
- (b) すでにIAASB基準の中で規定されている差別化された要求事項を上場会社等のみ適用すべきか、又は他のPIEのカテゴリーにより広く適用すべきかを決定するために提案されているケースバイケースのアプローチ。
- (c) 上記の質問11並びに12で取り上げている透明性に関するIESBAの提案及びIAASBの監査報告の導入後レビューの一環として行われる更なる作業を考慮した場合、会計事務所等が、ある事業体をPIEとして扱った旨を監査報告書の中で開示することが適切であると考えますか。もしそうである場合、監査報告書においてどのように取り扱われることが考えられますか。

3. 公開草案に対する質問項目（4 / 4）

II. 全般的なコメントの要請

和訳

中小規模の事業体及び中小監査事務所 – IESBAは、中小規模の事業体及び中小監査事務所から、本公開草案に関するあらゆる観点からのコメントを求めている。

規制当局及び監査監督機関 – IESBAは、規制当局及び監査監督機関のメンバーから、執行の観点からのコメントを求めている。

途上国 – IESBAは、多数の途上国が倫理規程を採用している、又はアドプションの過程にあることを認識しており、本公開草案について、特に途上国の環境で適用する際の予測し得る困難について、これらの国から回答を求める。

翻訳 – IESBAは、多数の回答者が自身の環境において導入するために、最終公表物の翻訳を想定していることを認識しており、回答者が本公開草案をレビューしている際に気づくかもしれない、翻訳に係る潜在的な問題に関するコメントを歓迎する。

会員からの職業倫理相談状況(前回の倫理委員会以降)

2021年2月: 計1件

【相談カテゴリー内訳】

就職制限 (1件)

合 計 1件

作業部会 審議日	件数	No.	相談事項
2月22日 (メール審議)	1 件	1	監査業務の依頼人の兄弟会社における社外役員就任の可否について